

小金井市長
西岡 真一郎 様

2019年度予算への要求書

2018年 10月 30日
日本共産党小金井市議団
森戸 洋子
板倉 真也
たゆ 久貴
水上 洋志

この間、日本共産党市議団に市民から寄せられた市政への要求や、市議団が条例提案・一般質問等で求めてきた内容を以下に集約しましたので、来年度予算にぜひ反映していただくようここに求めます。

(1)国・東京都への要望事項

1. 米軍横田基地へのオスプレイの配備撤回を要請すること。
2. 来年実施するとされている消費税率 10%への増税の中止を要請すること。
3. 介護保険制度に対する公費負担の増額を国に求めること。
4. 特別養護老人ホームをはじめ高齢者施設を増やすため、国有地の減額貸付を行うことを国に求めること。
5. 要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付に戻し、軽度者を含め保険給付を今後とも維持すること。新総合事業の事業費上限を撤廃し、予防事業の促進とサービス提供に必要な財源を保証すること。介護予防の拡充のため、自治体への財政支援を抜本的に拡充すること。
6. 介護保険制度における、新たな負担増やサービス切り下げを行わず、介護報酬の引き上げを国に求めること。
7. 後期高齢者医療制度の撤廃と、保険料軽減措置特例の見直しと廃止せず元に戻すこと、75歳以上の医療費の無料化および医療費の窓口負担の軽減を国に要求すること。
8. 障がい福祉サービスにおける、相談支援事業や地域支援事業の報酬単価の引き上げ、市町村への財政的支援の強化を国に要求すること。
9. 放課後等デイサービスの報酬単価改定を元に戻し、拡充すること。
10. 障がい者が65歳を超えても必要とする制度を原則無料で使えるように、障害者総合支援法の介護保険優先原則を撤廃するよう要請すること。

11. 生活保護について、「ナショナルミニマム」にふさわしい水準を確保し、必要な人すべてが受けられる制度への転換を図ること。①生活保護費の連続削減をやめ、生活扶助、住宅扶助費及び冬季加算の大幅減額を元に戻すこと。②老齢加算を復活するとともに母子加算の減額をやめ制度を維持すること。③3歳児未満の児童養育加算の削減をやめ元に戻すこと。
12. 国民健康保険制度の都道府県化の撤回を求めること。国・東京都に保険税負担軽減のために財政支援の強化を求めること。自治体における法定外繰入を認めること。
13. 国保税の支払いにより、収入が生活保護基準以下となる世帯には、介護保険と同様に、保険料を免除する「境界層措置」を創設するとともに、子どもが多いほど保険料が増える均等割に対する軽減措置を導入すること。
14. 子ども医療費の無料化を国の制度とすること。
15. 小中学校の全学年35人学級を早期に完成させ、さらに少人数学級を進めること。
16. 教員定数を抜本的に増員し、教員一人当たりの授業時数を引き下げるなど教員の多忙化を解消すること。
17. 幼児教育の無償化、高校授業料の完全無償化など高校以外の教育費無償を目指すこと。
18. 義務教育費無償の原則に基づき、給食費、副教材をはじめとする義務教育期間中の学校教育費負担を解消すること。
19. 就学援助について、国庫負担制度を元に戻し、対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、利用しやすい制度にすること。教育扶助の額も同様に引き上げること。
20. 子ども子育て支援新制度におけるの公定価格の設定など、保育事業に必要な財源保障を国に求めること。とりわけ、公立保育園に対する、建て替え、施設整備、運営への補助を行うことを国・東京都に求めること。
21. 保育士の抜本的な処遇改善をさらに行うよう国・東京都に求めること
22. 幼稚園就園奨励費の増額を国に求めること。
23. 東京都に保育園設置の際の用地費補助の実施を求めること。
24. 東京都に対して、都市計画道路3・4・11号線、3・4・1号線の事業化を行わないよう求めること。
25. 国分寺崖線の保全を東京都に求めること。
26. コミュニティバスについて、シルバーパスも利用できるように東京都に要請すること
27. 貫井団地建て替えにあたって、福祉施設の設置を行うよう東京都に要望すること。
28. 住宅の耐震診断・改修費への補助制度を東京都が充実すること。
29. 東京都住宅供給公社の家賃について、近傍同種の家賃を基準に改定されているが、居住者の生活に配慮し、引き下げを行うこと。
30. 下水管の整備など豪雨対策の強化を求めること。
31. 自然を壊す武蔵野公園整備計画は、抜本的に見直すよう求めること。
32. 調布飛行場に関して以下の点を東京都に要請すること。①調布飛行場の事故の原因究明、②調布飛行場に関する東京都と小金井市との協定書や覚書を交わすこと、③自家用

飛行機の利用については、禁止すること、④管制官を再配置すること、⑤住宅密集地の調布飛行場は閉鎖すること。伊豆諸島を結ぶ飛行場を確保すること。

33. 財源確保のため、国有財産の都市計画税分を交付金に反映するよう求めること。また市町村総合交付金について、23区並みを参考に引き上げ、多摩格差を是正することを求めること。

(2)市民生活全般に関すること

<市庁舎・(仮称)新福祉会館建設に関すること>

1. 福祉総合相談窓口を見直し、市庁舎内に設置すること。
2. 市民協働支援センターは、市庁舎建設「基本計画」に示されている通り、市庁舎内に整備すること。
3. 庁舎建設に関する基本設計について、市民参加で検討すること。
4. 福祉会館利用団体の集会施設を早急に行政の責任で確保すること。とりわけ、本町1丁目、中町3・4丁目付近に代替の集会施設を確保すること。
5. 庁舎建設については、多額の建設費用がかからないように、簡素な建物にすること。
6. 庁舎・新福祉会館の建設に当たっては、①新福祉会館を単体で早期に竣工させること、②清掃関連施設の敷地内暫定移設は行わないこと、③緑を最大限守ること、④庁舎は免震構造とし地下空間を駐車場などの活用を検討すること、新福祉会館は制震・耐震構造とすること、⑤あらゆるコストダウンの方策を検討し実施すること、を求める。

<市民生活>

1. 国民健康保険税の増税は行わず、負担を軽減すること。介護保険料、後期高齢者医療保険料の負担を軽減すること。国民健康保険の窓口負担減免制度の市民への周知徹底をはかること。
2. 無料低額診療制度の実施医療機関の広報を積極的に行なうとともに、公立昭和病院でも実施するよう求めること。あわせて、法令・通達に従い、福祉事務所・民生委員・社会福祉協議会等に制度の趣旨を徹底すること。
3. 高齢者、障がい者、子育て世代の低所得者にエアコン設置の補助制度を創設すること。
4. 「空き家」対策計画については、広く市民に周知すること。
5. 東京都の受動喫煙条例を参考に、受動喫煙防止条例を策定することや分煙対策を徹底すること。市民へのPRの徹底など、タバコの「ポイ捨て」防止対策の強化を行なうこと。
6. ひと声訪問事業の所得制限を撤廃するとともに、ヘルパー利用の場合も支給対象に加えること。
7. 緊急通報システムは心疾患だけでなく、虚弱者も利用できるようにすること。
8. 給与等の差押えにあたっては、生活状況など十分に配慮すること。預金に振り込まれた差し押さえ禁止財産は差し押さえないこと。多重債務者対策やフィナンシャルプラン

- ナーの活用など、生活再建型の滞納整理を実施すること。納税課の職員を、都主税局も指摘しているように、職員一人当たりの担当滞納者300人になるまで増員すること。
9. 野洲市の債権管理条例や暮らし支え合い条例などを参考に、生活に困っている市民を支援することを目的とした、債権管理条例などを制定すること。
 10. 納税相談について、土日・夜間相談の拡大を求める。
 11. 市民課窓口の民間委託は行わないこと。
 12. 様々な市民の相談を解決できるように、福祉総合相談窓口体制を市庁舎内に早急に構築すること。
 13. 女性相談員について、正規職員1名を配置すること。
 14. 市民会館などに印刷機とコピー機を設置すること。
 15. 有料化された施設を無料に戻すこと。
 16. 各集会施設の机や椅子などの備品や設備を点検して必要な修繕などの対策を行うこと。

＜生活保護＞

1. 生活保護の窓口対応を改善し、水際で退けることがないようにすること。申請があった場合は法律に基づき申請書を渡し、申請を受け付けること。
2. 生活保護担当職員を国基準にまで増員するとともに、業務用の携帯電話を設置し対応できるようにすること。また、研修事業を充実させ、相談に対する対応の改善を図ること。
3. 宿泊所入所は強制せず、アパート入居を希望する場合には本人の意思を尊重すること。
4. ゲストハウスの住環境の劣悪さを踏まえ、転居の希望には応えるよう努力すること。
5. 自立支援は本人の意向を尊重し、きめ細やかに対応すること。

＜健康づくり＞

1. 肺がんや胃がん検診、大腸がん・子宮がん検診を無料に戻し、病気の早期発見早期治療に力を入れること。大腸がん検診のさらなる期間の拡大など検診事業の受診率向上をはかること。前立腺がん検診の実施など検診施策の拡充を行なうこと。低所得者への軽減策を拡充すること。
2. 食育を推進し、慢性疾患の予防に取り組み、健康づくり事業を充実すること。江戸東京野菜も活用して、地産地消と食育をすすめること。食育コーディネーターを専任で配置し、食育を進めること。
3. インフルエンザ予防接種について、低所得者・子育て世代・妊婦などの公費助成を拡充すること。
4. 特定検診について、休日にも検診日を設けるなど市が責任を持って受診率を引き上げるための対策をとること。
5. 特定健診を他の自治体でも受けられるようにすること。

＜商工業者支援＞

1. 中小企業の融資制度については無利子・無保証人とし、安心して融資が受けられるようにすること。
2. 市内建設業者の仕事の確保のために住宅リフォーム助成制度を創設すること。
3. 公契約条例を制定し、業務委託の質を高め、委託業者を守ること。
4. 市公共事業をできるかぎり分離発注し、多くの市内業者が受注できるようにすること。
5. 地元中小企業が優先的に仕事を請け負えるように、市発注事業の入札参加要件を見直すこと。
6. 市で経営コンサルタントを依頼して市内業者の経営診断を行うこと。
7. 各地域に存在する「買い物難民」対策として、注文と配達が一体でできる商店会の体制づくりなど具体的検討と支援を進めること。
8. 市内商工業者支援のために、商工会とも協議しながら、市内小規模店舗限定のプレミアム付商品券を引き続き発行できるよう補助を行なうこと。
9. 小規模随意契約希望業者登録制度の金額の上限を、地方自治法施行令で認められている130万円まで引き上げること。小規模工事・製造の請負も対象案件に加えること。
10. 小規模企業振興基本計画の策定を行うこと。
11. 空き店舗を活用して、地域のコミュニティの場を作るなど、商店街の活性化対策を強めること。
12. 商店のリフォーム助成制度を創設すること。
13. 小口融資制度の大型店舗対策資金については廃止するのではなく、各個店を対象とし、利子補給の率を引き上げ、負担を軽減し利用しやすくすること。
14. 商店街の活性化のために「まちゼミ」の支援を行うこと。

＜雇用対策＞

1. 雇用相談窓口を設置し、就労相談などの支援をすること。足立区を参考にしながら、若者の雇用・就労支援事業を創設すること。
2. 市としてブラック企業根絶に向け、市内事業所に労働法制などのPRをすること。「ポケット労働法」を成人式で配布するなど活用を図ること。
3. 就職説明会をさらに拡充すること

＜高齢者施策＞

1. グループホームの増設への補助制度を創設すること。
2. 孤独死・孤立死をなくすために、「ひと声訪問事業」「ことぶき理容券」を縮減前に戻し、拡充すること。
3. 後期高齢者医療制度の短期証の発行を取りやめ、すべての加入者に正規の保険証を交付すること。
4. 後期高齢者医療制度における低所得者への対策を強めること。

5. 入浴施設が少なくなっている中、高齢者が気軽に入浴できるよう、スポーツジムや他市の民間入浴施設との連携など、高齢者の入浴に対する施策を具体化すること。
6. 高齢者入院見舞金や介護給付金制度を創設すること。
7. 補聴器購入補助金制度を創設すること。公共施設に磁器ループを設置すること。
8. 医療における訪問診療の拡大や主治医副主治医制度の充実、訪問介護・看護の体制の強化を図ること。医療と介護のネットワーク・医師とケアマネの意思疎通がより図れるようにすること。
9. さくら体操に限定することなく、体力づくりの自主グループの活動場所の確保を行うこと。
10. 敬老記念品の贈呈などの事業については、存続しさらに拡充すること。
11. 敬老会の開催にあたって、小金井市民が優先して参加できるような方策を検討すること。送迎バスの充実を図ること。

＜介護保険＞

1. 国有地や公有地などを活用し、特別養護老人ホームの増設をすすめ、特養入所待機者を減らすこと。
2. 介護保険事業でのデイサービスの食費補助制度を創設すること。
3. 特別養護老人ホーム入所者への居住費・食費の軽減を行うこと。
4. 改定された地域ケア会議においては、困難なケースについてのケア会議とし、軽度の利用者を保険制度から外すなどが行われないようにすること。
5. ヘルパー利用の時間制限を一律に行わないこと。
6. ヘルパーや介護職員の待遇改善を行うこと。
7. 要支援1・2の利用者の訪問介護と通所介護サービスについて、介護保険制度とは別枠になったが、小金井市が責任をもってサービスを提供できるようにすること。ボランティアで置き換えることはしないこと。
8. 法外の「お泊りデイ」が安心して利用できるものになるよう、事業者にも利用者にも便宜を図ること。
9. 介護保険利用料の軽減を拡充すること。
10. 介護事業所への家賃補助などの支援を行うこと。
11. 利用者負担軽減制度の事務手続きを軽減すること。
12. 介護保険料滞納者へのサービスの利用制限は行わないこと。
13. 介護施設の夜間体制について、市として実態調査を行うこと。

＜障がい者施策＞

1. 障がい者が希望するケアサービスが受けられるようにすること。
2. 障害者総合支援法に基づき、生活介護事業所やグループホームを増やし、身体、知的、精神の障がい者が安心して市内で生活できるようにすること。

3. 就労支援センターを、気軽に相談しやすい場所に移設し、体制を拡充すること。市役所を初め、市内の事業所での障がい者の就労の場を拡大すること。ひろば事業などについても実施すよう支援すること。
4. 精神障がい者の地域移行支援や地域生活拠点事業を実施すること。
5. 精神障がい者のデイケアについては、アウトリーチ相談体制を実施すること。
6. 精神障がい者の家族が緊急一時避難できる場所をつくること。
7. 医療費の自己負担分を軽減すること。
8. 補装具などの障がい者の希望に沿った補助の拡充を行うこと。地域支援事業などの負担を軽減し、安心してサービスを受けられるようにすること。
9. 障がい者の移動支援については通勤・通学も対象とし、障がい者の不安にこたえること。
10. 市が委託している作業工賃を引き上げるなど、障がい者の作業所への支援を強め、安定して運営できるようにすること。
11. 精神障がい者が社会的に理解されるようPRすること。
12. 心身障害者自動車ガソリン費助成金に消費税増税分を上乗せすること。
13. 縮小された在宅心身障害者・児介護人派遣事業を縮小前に戻し、緊急に介護が必要となった場合の体制拡充を行なうこと。
14. 困難事例に対する対策を強化すること。（高次脳機能障害・精神障害など）
15. 視覚障がい者の同行援護を必要量に応じて利用できるようにすること。
16. 障害者センターを中央線南側にも設置すること。
17. 脳脊髄減少症患者への支援を行うこと。
18. 難病者福祉手当への所得制限などは導入せず、増額すること。
19. 大人の発達障がいについての相談や支援の対策を強化すること。
20. 放課後等デイサービスの報酬単価の改定により減収となった分について、家賃補助などで補助すること。
21. 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会をつくる小金井市条例」について、計画を策定し、PRなど必要な財源措置を行うこと。

＜子どもの施策＞

1. 子ども医療費の完全無料化を実現すること。現行の所得制限内での子ども医療費無料化においては、通院費も無料の対象に加えること。
2. 委託した学童については、市が責任をもって支援し、安心して子どもを預けられるようにすること。それ以外の学童は直営を維持すること。ほんちょう学童は建て替えか増設を求める保護者の意見を十分に配慮して早急に対応すること。
3. 学童保育所の大規模化について対策を強化すること。
4. 放課後子どもプランと学童保育所のそれぞれの責任を明確にした現状の運営体制を維持し、一体化はやめること。
5. 公立保育園の民営化方針を撤回すること。

6. 保育ビジョンや保育の質ガイドラインなど保育の全体計画策定に当たっては、民営化を前提とせず、市民参加で策定すること。
7. すべての保育園や幼稚園での巡回相談を早期に開始すること。
8. 国有地、都有地、市有地の活用を含め、認可保育園の増設を行い、待機児をゼロにすること。
9. 保育料の引き上げを中止すること。
10. 私立幼稚園保護者補助金を増額し、入園支度金への助成を行うこと。
11. 幼児教育無償化にあたって、対象外となる施設のサービスへの財政支援を行うこと。
12. 「きらり」について、送迎バスの拡充、休日開館の実施、利用者負担の軽減など進め、利用しやすいようにすること。
13. 1小・南小地域の児童館の新設に向けて、市民参加の建設検討委員会を設置すること。
14. みどりセンターの子どもたちの宿泊について貸し布団代などを無料に戻すこと。
15. 家庭的保育事業への補助制度の拡充を行うこと。
16. 子ども家庭支援センターの体制を拡充強化すること。
17. 無料塾への支援を強化すること。
18. 子ども食堂を実施している人たちの意見・要望を聞いて、運営に対する支援を強化すること。

＜教育施策＞

1. いじめ防止は、教職員と保護者と子どもを信じて、いじめた子にもいじめられた子にも、深い教育的配慮をもった対策・対応を行うこと。警察への通報は原則しないこと。
2. 教員の過重負担を解消し、ひとりひとりのこどもに目が行き届いた教育ができるよう必要な措置をとること。
3. 普通学級学習支援ボランティアの増員と待遇の改善を行うこと。
4. 小中学校の副教材費、修学旅行などの教育費の父母負担を軽減すること。
5. 発達障がい児を支援するために、引き続き支援員を必要なクラスに配置すること。特別支援学級の介助員や支援員などの人的配置の拡充を行なうこと。
6. 小中学校の修繕費、消耗品費を増額すること。トイレなどの施設の改修工事を計画の前倒しで行なうこと。
7. 就学援助の準要保護基準を1.8倍に戻し、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費なども含めるようにすること。
8. 学校給食の更なる民間委託化は中止すること。
9. 学校給食費の負担軽減について、無償化も含めて検討すること。
10. 小学校の教科書の参考図書の整備・充実を行なうこと。そのために、図書費を増額すること。学校図書室の司書は、非常勤嘱託職員で対応するとともに配置日数を増やすこと。
11. 特別教室のエアコンの設置について、計画を前倒して実施すること。体育館へのエアコン設置を行うこと。
12. 学校事務の共同化は撤回し、各校の職員体制を充実し副校長の負担を軽減すること。

13. 教職員の婦人科健診を継続して実施すること。
14. すべての教員に1台のパソコンを支給すること。
15. 中学校の英語の講師の派遣回数を増やすこと。
16. ICT教育の実施に当たっては保護者と十分話し合い合意を得て行うこと。現場の教員の負担とならないよう配慮すること。
17. 児童数の増加に対する対策を早急に確立すること。
18. 学区の見直しは、安易に行わないこと。
19. 図書館の運営体制は、2009年度（平成21年度）図書館協議会の答申の考え方を堅持し、安易に委託するなど行わないこと。職員体制を充実させること。開館時間の延長など、サービスを充実させること。
20. 公民館本館の建設計画を早急に策定すること。
21. 老朽化した図書館については、ジャンメ跡地などの市有地での建設を検討すること。
22. 東センター集会室の「間仕切り」の整備や照明など、公民館の整備を行い必要な備品を揃えること。
23. 高校生、大学生に支給している小金井市の奨学金制度について、人数や金額などを拡充すること。
24. 市立総合体育館の大体育室に、冷暖房設備を完備すること。
25. 高架下への体育施設の整備を行うこと。
26. 学校の大規模修繕・建て替えや公民館、図書館の建設についてのロードマップを作成すること。
27. 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会をつくる小金井市条例」について児童・生徒、保護者、教職員に対し、理解を求める副教材等の作成を行い、理解を深めることができるようにすること。

＜防災、被災地支援＞

1. 地域防災計画の市民説明会を行うこと。
2. 災害時要援護者支援体制の確立に向けて、さらなる努力をすること。
3. 家具転倒防止器具の無料交付事業を継続すること。
4. 小金井市での水害対策の万全を図ること。水害のハザードマップで示された危険地域についての周知徹底と、特に障がい者施設や保育園などの施設については周知と共に必要な対策を講じること。土砂災害想定箇所の対策を十分に取ること。
5. 地域防災計画にうたわれた福祉避難所が災害時に機能できるように、必要機器類や体制充実に向けた予算措置を行なうこと。
6. 避難所の間仕切りや段ボールベッドなどの備品を充実させること。
7. 熊本震災などの教訓を踏まえ、避難所などに関するマニュアルを見直すなどの対策をとること。
8. 地域の防災倉庫設置への補助制度を実現すること。

9. 災害対策を拡充させ、備蓄品充実への抜本的な対策をはかること。災害訓練は、一般的な展示訓練だけではなく、図上訓練を行い、緊急対応ができるようにすること。避難所の備品充実への抜本対策をはかること。
10. 震災でのライフラインの確保に向けて、水道管・下水道管の耐震化を促進すること。
11. 白ガス管の交換を耐震補強工事助成の対象に加えること。
12. 民間ブロック塀の撤去・整備に対する補助制度を確立すること。
13. 木造住宅耐震助成割合の引上げを行なうこと。
14. マンホールトイレを前倒しで抜本的に増やすこと。
15. 感震ブレーカーの普及に努めるとともに、低所得者への助成制度を実施すること。
16. 災害時における障がい者の支援体制を充実すること。
17. 災害ボランティアの協力団体を拡充すること。
18. 防災倉庫について、市の土地を提供するなど、要求にこたえること。

＜放射能対策＞

1. 福島原発事故によって被った被害と対策に要した費用は、国および東京電力に請求すること。
2. 空間放射線量をきめこまやかに測定し、市民の不安に応えること。測定器の貸し出しを土曜・日曜も可能にすること。
3. 東京電力・福島第一原子力発電所の放射能汚染に対する市民の不安に応えるために、購入してから20年余経過している食材等の放射能測定器を買い替えること。

＜ごみ処理対策＞

1. 新ごみ処理施設建設計画を市民に説明するとともに、日野市民の理解を得てすすめること。
2. 中間処理場とカン・ペットボトルの処理施設の建設に当たっては、反対住民も含め十分に説明し、理解を得ること。
3. リサイクル事業所を廃止するのではなく、整備計画をもつこと。
4. 一般家庭・事業所の有料ごみ袋の負担軽減を行うこと。
5. 各種行事で、デポジット制度によるごみゼロをめざすとりくみをさらに推進すること。
6. ノー・レジ袋や食器リサイクルなど市民が取り組んでいる施策を周知し、応援すること。
7. ペットボトルの自主回収をスーパーやコンビニにさらに広げること。
8. 雑紙分別収集のPR強化を行なうとともに、雑紙袋の普及をすすめること。
9. 生ゴミの分別収集を試験的に始めること。
10. ごみ減量の独自のホームページを開設すること。
11. 集合住宅等の大型生ごみ減量化処理機器の設置要綱を見直し、市民が利用しやすいようにすること。保守点検費、電気代への補助制度を確立すること。
12. 紙おむつのリサイクル事業を進めること。
13. 各種行事でのリユース食器の利用を広げること。

14. 食品ロスについて、関係各課で十分調整し、市内でも循環できるようにすること。

<まちづくり>

1. 武蔵小金井駅南口再開発第二地区への税金投入はやめること。周辺住民、商店街と協働したまちづくりに見直すこと。
2. 武蔵小金井駅北口のまちづくりは、超高層ビル建設ではなく環境に優しいまちづくりとなるようにすること。
3. 東小金井駅北口区画整理事業は、地権者の生活や営業が十分に保障されるようにすること。
4. ココバスの充実・改善については、市民の要望を十分に反映し、取り組みを具体化すること。運賃値上げはしないこと。
5. 武蔵小金井駅南口再開発第一地区の「市民交流センター」は、「行政財産」としての問題が生じないように管理規約を制定すること。
6. 都市計画道路3・4・8号線の事業は中止すること。
7. 東小金井駅南側の歯科大グラウンド内の赤道の整理を行ない、道路の整備・補修を行なうこと。
8. 設置が延長された東小金井市政センターの開設にあたっては、窓口機能を設置すること。
9. 自転車専用レーンの整備や放置自転車対策、自転車交通ルールの徹底など、自転車交通対策を強化すること。
10. 小金井桜復活計画は、全区間早急に桜並木を復活させるよう小金井市も協力すること。雑木等の伐採については必要最小限として周辺環境に配慮し、住民合意で行うこと。
11. 生活道路について、計画的に補修工事を行うこと。
12. 豪雨対策として下水があふれたところなどに、雨水貯留施設設置を検討すること。
13. 橋梁、下水道などの老朽化対策を計画的に促進すること。
14. 武蔵小金井駅北口小金街道の死亡事故があった信号のない横断歩道部分の安全対策を図ること。
15. 朝夕渋滞が発生する、連雀通り小金井警察から第四小学校までの間の渋滞緩和策を実施すること。

<みどりと環境>

1. 商店街などに設置されている雨水貯留施設設置を市内全域で推進すること。
2. 体験型市民農園の支援など農地保全にとりくむこと。
3. 継続して農業が続けられるよう、関係法令の見直しを国に求めること。
4. 太陽光発電など、公共施設への自然エネルギーの導入を積極的に行なうこと。各家庭での自然エネルギーや自然循環型設備の設置に対する助成事業を拡充すること。
5. 農業委員会意見書の実現に向けた検討を行うこと。
6. 市民農園の増設に努めること。高齢者農園の有料化を行わないこと。

7. 栗山公園の整備について、計画を持って進めること。

＜行政運営＞

1. 権限委譲などによる事務量の増加や制度改定がひんぱんにあるなかで、市役所職員の長時間労働、健康破壊、メンタル面での長期休業の解消に向けて、必要な部署には職員の増員を行なうこと。
2. 国や東京都、他自治体と同様に、予算編成の素案の段階から、その概要を市民と議会に公開すること。
3. 福祉分野の委託経費の予算化にあたっては、委託事業者とも十分協議し、運営に支障がないよう経費を計上すること。
4. 必要のない二枚橋跡地府中市分の購入と不要不急の3・4・8号線拡幅や財政的展望のない大型開発などをやめ、市民生活に必要な施設はきちんと建て替えること。
5. 新たな行革プランにおける、受益者負担による市民への負担増や人件費削減のための民営化・民間委託化は行わないこと。安易な非常勤化は行わないこと。
6. 重要な施策は、行政決定をする前に市民説明会を開くなど、市民の理解を得ること。
7. 市民協働の契約マニュアルを市民検討委員会の答申を踏まえてつくること。
8. 各種審議会に、市民参加条例の規定にふさわしく女性を登用すること。
9. 市役所内のセクハラ・パワハラなどについて、第三者の相談機関を設けること。
10. 社会福祉委員の問題などについて、再発防止策を明らかにし、法令を遵守した行政運営を行うこと。

＜平和と人権＞

1. 核兵器禁止条約を国が批准するよう求めること。
2. 平和市長会議と連携し、原爆パネル展示の回数や実施個所を増やすなど、平和施策を拡充すること。
3. 非核平和都市宣言都市として、平和盆踊りをはじめとした市民の自主的な平和企画について市がこれまで通り後援し支援すること。
4. 「平和の日記念行事」について、市民への周知を広げ、さらに内容を充実させること。
5. 終戦記念日や原爆投下の日などの記念日を防災無線を活用して市民に広報すること。
6. 小金井市の行政としては九条などの平和条項含め憲法の条文をすべて守る立場を明らかにし、積極的な施策を展開すること。
7. 安保法制＝戦争法廃止の意思表示を行うこと。
8. 非核平和都市宣言の碑を建立すること。
9. L G B T当事者の人権を尊重するとともに、差別的な対応をなくすために啓発など必要な対策を行うこと。

(3) 地域別の要求

<東町地域>

1. ココバスの運行を東町1.5丁目にも延長すること。ココバスの停留所に、簡易なイスなどを置いて高齢者が利用しやすくすること。東町循環バスの運行回数を増やすこと。
2. 東小金井駅高架下に市政センターを設置すること。住民票や戸籍謄本、転入転出届をはじめそれに伴う手続きができるようにすること、また各種税金などが払えるようにすること。
3. 富士見通りの歩道の段差を解消し、障がい者、高齢者、子育て世代が安心して歩けるようにすること。
4. 東町2丁目遊歩道は草刈を定期的に管理を適切に行うこと。
5. 東小金井駅にベンチを増設し、高齢者などが利用しやすいようにすること。
6. 二枚橋焼却場跡地の清掃関連施設の利用については、地元住民との話し合いを引き続き行うよう努力すること。公園の創設を求める声が多い。周辺住民の声を反映させること。
7. 地元住民の理解が得られない都立武蔵野公園の整備は見直すよう要請すること。
8. 東センターの昇降イスを休日等に利用しやすいようにすること。またエレベータの設置を検討すること。集会室A、B室の間仕切りを修繕し、多くの団体やグループが利用しやすくすること。
9. 雨天時に東小金井駅南口は水たまりができるが、雨どいを整備し、雨の日も通行しやすくすること。また、駅のコンコースに水たまりが滑りやすく危険になる。水たまりができやすい場所に、敷物を敷くなどして対応するようJRに要請すること。
10. 東町1丁目東センター東側の寄付地については、防災倉庫や子ども・高齢者の居場所も含めて地元の住民も利用できるようにすること。
11. 武蔵野公園内の南小学校の通学路の見張り小屋について、整備すること。
12. 東町地域の自主防災会等の防災倉庫の置き場所について、市有地等に設置できるようにすること。

<中町・本町1、6丁目>

1. 坂下のココバスの運用時間と運用本数増を実施すること。
2. 野川の遊歩道にところどころイスを設置し、高齢者が休息できるようにすること。
3. 連雀通りのおお坂周辺は、歩道も無く、車道も狭く、危険であり、安全対策を行うこと。ガードレールの無いところを無くすなどの措置が取れないか。おお坂(二中の東側)への降り口は道幅が狭くて危険であるため、道路の拡幅をするか、旧中村研一美術の森の塀の内側に歩道を設置すること。
4. 本町一丁目のむさし小金井診療所前の道路を舗装すること。

5. 天神前集会所がある、児童館建設予定地に早急に児童館を建設すること。建設に当たっては、利用する子どもや保護者の方々の意見を十分聞き、複合的な施設などを検討すること。
6. 高齢者の寄り合い所を坂下につくること。
7. 栗山公園が暗いので街灯を増設すること。
8. 武蔵小金井南口周辺に郵便局を設置すること。
9. 各町会に設置されている消火器とマンホールトイレのマップを作成すること。
10. 白伝坊の坂を上ったところにある信号機は、連雀通りを渡るとき青の時間が短く、杖をついた高齢者などは渡りきれなくて危ないので改善すること。

＜前原町地域＞

1. 野川に沿った歩道は一年中散歩、ウォーキング、ジョギングなどを楽しむ市民で使用されています。ところが、墓地参道、小金井街道を横断する際、車の多さに歩道があってもなかなか渡ることができません。信号機を設置（連動式可）すること。
2. 西の台橋を経てコープとうきょう貫井南店裏に通じる道路は、学童の通学路として使用されています。しかし、細い道を幅いっぱい車が通過し、安全を大きく脅かすことが多々あります。しかるべき措置を整えるようにすること。
3. 薬師通りからもくば公園の脇を連雀通りへ抜ける坂道があります。坂の上に「こどものくに幼稚園」があることもあって、自転車等の往来が激しくなりました。カーブがあり、バイクと自転車、歩行者との二やミスが多く、とても危険です。必要な場所にカーブミラーの設置すること。

＜貫井南町地域＞

1. 西之久保循環バスを増便するようバス会社に働きかけること。
2. ココバス貫井・前原循環について、運行時間の延長、交通不便地域への更なる乗り入れなど、拡充すること。
3. 武蔵小金井駅南口駅前バス停にベンチを設置すること。
4. ココバス貫井・前原循環バス停の「前原小学校前」から「ハナダイコン緑地」までの区間に、新たなバス停が設けられるよう、関係住民にさらなる働きかけを行なうこと。
5. 野川沿いにベンチとトイレが設置できるよう、近隣住民に協力要請を行なうこと。

＜貫井北町地域、本町2～5丁目・桜町地域＞

1. さくら作業所、都立小金井特別支援学校、生活実習所がある地域については、歩道などのバリアフリーのまちづくりを、障がい者、地域住民とともにすすめること。
2. 北町集会所を廃止しないこと。北町集会所の建て替えと文書倉庫の建て替え・活用の検討を市民参加で行なうこと。
3. 中間処理場の建て替えは、地域住民と市民の理解を得て検討すること。進捗状況の市民説明会を行うこと。

4. 西北地域の幼稚園空白対策を。長期的ビジョンと緊急対策を示すこと。
5. 小金井街道本町5丁目と2丁目のみずほ銀行北の横断歩道に信号機を設置すること。
6. 北大通りの歩道（小金井郵便局から貫井北町2丁目信号・ガソリンスタンドの間）のでこぼかがひどく危険なので補修すること。
7. 貫井北町3丁目の公務員住宅の残りの跡地は、特養ホームの建設が実現したように、福祉施設などに活用すること。また仙川周辺は親水公園をつくるなど緑と水のあふれる空間にすること。
8. 本町住宅の建て替えについては、住民に丁寧に説明して進めるよう市も協力すること。
9. 保健センター通りは、速度制限30km/hで、道も狭く小学校や保育園なども近くにあがり小さい子どもが多く通るので、車が危険である。20km/hにするなど安全を確保すること。

＜梶野町・緑町＞

1. まちづくり事業用地整備活用計画を早急に具体化・促進し、図書館など必要な市民施設建設の具体化を行うこと。10年後ではなく前倒しで実施すること。市民施設計画を市民に知らせ、意見要望を聞くこと。
2. ココバス北東部循環の複数ルート化を検討すること。
3. ココバス北東部循環の最終バスの時間延長と緑町1丁目交差点付近へのバス停の新設を行うこと。
4. 北大通り、梶野町2丁目、ラーメン店付近のT字路の信号機を歩行者用だけではなく、交差点としての信号機に改善を行うこと。
5. 本町いなげや、北大通りの信号機の改善と安全対策を行うこと。
6. 梶野通りに自転車専用レーンを設置し安全対策を行うこと。
7. 東小金井駅に私鉄に接続するバス路線の増設を検討すること。
8. 梶野分水築樋の整備と案内板の充実を行うこと。
9. 梶野通に出店予定のOKストアの交通安全対策を万全にするよう指導するとともに、この部分への信号機の設置などを検討すること。
10. 緑中央通り、法政大小金井キャンパス緑町校舎付近の砂川用水路の金網を撤去して、網状のふたをするなどして、砂川用水の存在を周知するとともに、歩道として活用できるようにして、通学路の安全対策を確保すること。
11. 東小金井駅北口とののわ口を結ぶ通路を自転車降りて通行する対策を強化すること。
12. 緑町の公務員住宅の整備にあたって、特養ホームや、障害者・高齢者のグループホーム、保育園など福祉施設の整備を行うよう必要な対策を講じること。学童保育所の大規模化など新たな需要も発生していることを踏まえ、市としての活用方策を検討すること。
13. 東小金井駅北口の駅間広場のバス停等の屋根の設置や緑の植栽の整備を行うこと。
14. 東小金井駅におけるハトの糞害などの対策を強化すること。
15. 東小金井駅北口の商店街の街路灯整備について、商店会とよく協議して進めること。

16. 婦人会館の耐震工事にあたり、利用できない期間の代替施設の設置などを検討すること。

以上